

久万高原町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成26年4月24日(木) 午前9時30分
 2. 開催場所 久万高原町 久万高原駅やまなみ2階
 3. 出席委員 (25人)
 - 会長 23番 池田 昭雄
 - 副会長 26番 鶴井 國夫
 - 委員

1番 片岡忠義	・	2番 田野典孝	・	3番
4番 小椋英一	・	5番 田中 智	・	6番 三好義孝
7番 正岡安則	・	8番 大野啓一	・	9番 小倉 強
10番 松本秋男	・	11番 山下清則	・	12番 片岡孝二
13番 西森嘉人	・	14番 青木俊和	・	15番 山辺久男
16番 新宅 進	・	17番 八塚幸三	・	18番 高岡邦勝
19番 坪内 続	・	20番 大野福雄	・	21番 清水次枝
22番 大野育男	・	24番 青野数男	・	25番 安宅公廣
 4. 欠席委員 (1名) 3番 菅 光義委員
 5. 議事日程 議事録署名委員の選出 18番 高岡邦勝、19番 坪内 続
 - 第1 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請について
 - 第2 議案第2号 農地法4条の規定による許可申請について
 - 第3 議案第3号 農地法5条の規定による許可申請について
 - 第4 議案第4号 農地利用集積計画の申請審議について
 6. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 加藤博副
 - 事務長 佐伯 泰
 - 事務局主任 坪谷頼都
- 午前9時30分 局長進行により開会. 説明資料確認後会長挨拶

○ 池田会長より、お忙しい中ご出席を頂きありがとうございます。道の駅のオー

ブンには 3000 人もの方が集まったようです。集客力もあるので、農業の起爆剤になればと思います。以上、ご挨拶いたします。

○ 佐伯事務長より新任の挨拶

議事録署名人

- 議長より議事録署名人について 18 番 高岡邦勝委員、19 番 坪内 続委員を議事録署名人とする旨を諮ったが、異議なく決定した。

議案審議

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について、
関連議案については一括上程を行う旨を諮り承認を得た。

受付第 972 号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の田野典孝委員に説明を求めた。
- 田野典孝委員より、現地は美川土居商店から、美川川内線を登り、黒藤川上組にある。●●さんは、体調を悪くし、●●さんは大きく農業をしているので、隣接地に農地もあるため、話がついた。●●さんは父親がたくさん農地を持っている。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、●●さんは、こちらに住んでいるのか？
- 田野典孝委員より、土日のみこちらに帰っている。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第 973 号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の田野典孝委員に説明を求めた。
- 田野典孝委員より、現地は先の案件から 8 km ほど上がった「ふたつの」という集落にある。その小学校近くにある。●●さんは松山にいるため、普段は近所の●●さんが耕作していた。買い手として、●●さんが買うこととなった。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

小椋英一委員より、974、975号について関連の為一括審議の申し出があった。

受付第974・975号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の小椋英一委員に説明を求めた。
- 小椋英一委員より、現地は、役場美川支所から面河に2kmほど行った七鳥集落の●●さんの家の200m周囲に点在している。●●さんは97歳で次男の●●さんに農地を貸すことになった。●●さんは、家が千葉県なので、農地を処分している。そこで、●●さんが買うことになった。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、●●さんは若いのか？
- 小椋英一委員より、60歳を超えてはいるが、今回、こちらで土地も購入したらしい。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第976号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当正岡安則委員に説明を求めた。
- 正岡安則委員より、現地は三坂道路入り口向かいの唐子への終点にある。3枚の改田があり、そのうちの一番上にある。隣接農地が●●さんと売買の話があった。●●は大規模農家であり、特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第977号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の田中智委員に説明を求めた。
- 田中智委員より、現地はコーナンの近くの道を車で入るとある。●●さんは●●電気の方で近くに住んでいる。今までも●●さんに耕作してもらっていたが、高齢になり、子どももいないので、●●さんに買ってもらうこととなった。特に問題はないとの報告があった。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第978号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の田野典孝委員に説明を求めた。

○田野典孝委員より、現地は黒藤川を土居商店から1kmほど上がると、中組に小学校跡の運動場の上に中組線という道路があり、その左右に農地はある。●●さんはずっと前から松山に出ている。●●さんの姉が耕作していたのだが、高齢のため、買い手を探していた。●●さんは親から贈与した農地を耕作しているが、農地が隣接しているため、話がついた。特に問題はないとの報告があった。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

田中智委員より、979、980号について関連の为一括審議の申し出があった。

受付第979・980号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の田中智委員に説明を求めた。

○田中智委員より、現地はコーナンの前の県森連横を西に300mほど上がったところ。上が●●さん、下が●●さんとなっているが、昔の手違いで農地が逆になっていたので、訂正したい、とのこと。円満に解決しており、特に問題はないとの報告があった。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第981号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の正岡安則委員に説明を求めた。

○正岡安則委員より、現地は東明神横通バス停の下あたりに●●さんの家がある。家の周囲にあるものと、青空市から入った高山寺へ向かってもある。●●さんは介護施設に入っている。2人は親子であり、●●さんは松山に住所があるが、ほとんどこちらにいて農業をやる、とのこと。特に問題はないとの報告があっ

た。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

新宅進委員より、982、983号について関連の為一括審議の申し出があった。

受付第982・983号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の新宅進委員に説明を求めた。

○新宅進委員より、現地は農協葬祭会館やすらぎの南側。ハウスでトマトをしている。●●さんは長男であり、●●さんは次男であった。次男名義のものが1筆あったが、それを長男にする。●●さんは林業試験場に勤めているが、休みの日など農作業をしている。近くに家もあり、親の●●さんも高齢になったので、贈与となった。特に問題はないとの報告があった。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第984号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の田中智委員に説明を求めた。

○田中智委員より、現地は入野のパチンコ屋の裏にある。●●さんは明神出身であるが、松山にいて耕作できないので、隣に住んでいる●●さんに売ることとなった。特に問題はないとの報告があった。

○議長より、●●さんは農業をしているのか？

○田中智委員より、農地も持っているようで、問題はないようです。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第985号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の安宅公廣委員に説明を求めた。

○安宅公廣委員より、現地は御三戸から、久万の方に少し行った所の川向いに田はある。3000番台の畑は美川中の横を抜けて終点にある。●●さんは15年前に、弟さんと合資会社を立ち上げていたが、弟さんが2、3年前に亡くなっ

た。5年前までは大阪に住んでいたが、現在は高齢の母親を看るため、こちらに住んでいる。法人を解散するにあたり、財産の処分が必要で、財産がないため、農地を代物弁済する形となった。特に問題はないとの報告があった。

- 議長より、現在も大阪にいるのか？
- 安宅公廣委員より、5年前からこちらにいるようだ。住所が大阪なのは、子どもの結婚が遅かったのが原因と聞いている。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第986号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の八塚幸三・高岡邦勝委員に説明を求めた。
- 八塚幸三委員より、現地は愛媛銀行の横にある小道を降りた所に入り口があるのが、久万の畑です。2人は●●さんと息子です。
- 高岡邦勝委員より、現地は畑野川中学校跡をまっすぐ行って川向いにある。●●さんの嫁さんの出跡から引き継いだ農地である。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

○議長より議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

受付第269号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より議案書により説明。今回の山林への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第4条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の片岡忠義委員に説明を求めた。
- 片岡忠義委員より、申請地は、美川東古味から、あぞが池方面に2kmほど上がった所。高齢で施設に入っており、現地は杉、ヒノキが植わっている。始末書も出ており、特に問題はないようである。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第271号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より議案書により説明。今回の山林への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第4条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の大野啓一委員に説明を求めた。

○大野啓一委員より、現地は菅生槻の沢にあり、そこの一番奥の東になる。家の周囲は耕作しているが、奥の方にクヌギを植えた。周囲も山であり、始末書も出ており、特に問題はないようである。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第272号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より議案書により説明。今回の山林への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第4条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の山辺久男委員に説明を求めた。

○山辺久男委員より、現地は面河ダムの上流方面から3kmほど。割石集落にある農道を100mほど行った所の左手。30年生の杉が植わっており、周囲も山であり、始末書も出ており、特に問題はないようである。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第273号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より議案書により説明。今回の山林への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第4条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の大野育男委員に説明を求めた。

○大野育男委員より、現地は下直瀬地区にある。●●さんが住んでいた近くに竹を植えていたが、畑に入り込んできたもの。無縁墓地の周囲。●●建設家の裏にあり、これ以上、増やさないよう指導した。周囲も山であり、始末書も出ており、特に問題はないようである。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

新宅進委員より、274、275号について関連の為一括審議の申し出があった。

受付第274・275号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より議案書により説明。今回の雑種地（進入路・木材置き場）への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第4条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の新宅進委員に説明を求めた。

○新宅進委員より、現地は上野尻の木材市場の近くにある。トラクターが埋まるほどの沼地であるため、自分たちの木材置き場にするとのこと。進入路がないので、父親である●●さんが進入路を作るとのこと。特に問題はないようである。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長より議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

受付第183号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より議案書により説明。今回の山林への転用は、農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第5条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の小椋英一委員に説明を求めた。

○小椋英一委員より、美川東古味にある派出所から道を入り、少し行ったところの山そばにある。山の影になり、耕作できない。傾斜にもなっている。●●さんが買って桜を植林する、とのこと。

第4号議案について（農地利用集積計画）について

○議長より説明を農政課事務局に求めた。

担当の、農政課松本係長から新規、継続含めて6件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号イ、ロ第4号について全てに該当している旨を併せて説明した。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

以上で本日の議案審議を終了致しました。議長より報告をした。

閉会挨拶 池田会長

本日も、大変ご熱心にご審議を頂きありがとうございます。簡単ではありますが以上、閉会のご挨拶といたします。

本日の案件はすべて審議されたので終了する。11時30分終了。

久万高原町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成26年5月21日(水) 午前9時30分
2. 開催場所 久万高原町 久万高原駅やまなみ2階
3. 出席委員 (24人)
会長 23番 池田 昭雄
副会長 26番 鶴井 國夫
委員
1番 片岡忠義 ・ 2番 田野典孝 ・ 3番 菅 光義
4番 小椋英一 ・ 5番 田中 智 ・ 6番 三好義孝
7番 正岡安則 ・ 8番 大野啓一 ・ 9番 小倉 強
10番 ・ 11番 山下清則 ・ 12番 片岡孝二
13番 西森嘉人 ・ 14番 青木俊和 ・ 15番 山辺久男
16番 新宅 進 ・ 17番 八塚幸三 ・ 18番 高岡邦勝
19番 坪内 統 ・ 20番 大野福雄 ・ 21番
22番 大野育男 ・ 24番 青野数男 ・ 25番 安宅公廣
4. 欠席委員(2名) 10番 松本秋男、21番 清水次枝
5. 議事日程 議事録署名委員の選出 20番 大野福雄、22番 大野育男

第1 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請について
第2 議案第2号 農地法5条の規定による許可申請について
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 加藤博副
事務長 佐伯 泰
事務局主任 坪谷頼都

午前9時30分 局長進行により開会。 説明資料確認後会長挨拶

- 池田会長より、今回、鶴井副会長が農業共済理事ということで最後の審議となります。以上、ご挨拶といたします。

議事録署名人

- 議長より議事録署名人について、20番 大野福雄委員、22番 大野育男委員を議事録署名人とする旨を諮ったが、異議なく決定した。

議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について、
関連議案については一括上程を行う旨を諮り承認を得た。

受付第987号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の大野福雄委員に説明を求めた。
- 大野福雄委員より、現地は、直瀬郵便局から、少し登った所にある●●さんの家の周囲にある。●●さんは、これまでも農業を手伝っていたので、問題はない。●●の競売にかかっていた農地である。特に問題はないとの報告があった。
- 加藤事務局長より、●●さんは●●の構成員であったが、息子の●●さんは保証人ではないため、競売に参加ができ、落札したものである。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第988号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の片岡孝二委員に説明を求めた。
- 片岡孝二委員より、現地は下畑野川の民宿「●●●」の道路向かいにある。そこは、●●さんの家の隣にある。●●さんは、民宿を経営しており、川向いに耕作しに行くことが不便であるため、売買となった。●●さんは元役場職員。●●さんは、松山となっているが、ほとんどこちらで生活をしている。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

- 議長より議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議

題といたします。

受付第184号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より議案書により説明。今回の公衆用道路への転用は、農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第5条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の新宅進委員に説明を求めた。
- 新宅進委員より、現地は上野尻の久万木材置き場向かいにある自己改田した田の横にある。横に、赤線道があったのだが、トラクターなどの進入に不便であるため、舗装したもの。始末書も付いており、特に問題はないようである。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく条件可決した。

【その他】

- 現地調査について
班割の説明、出欠確認など

以上で本日の議案審議を終了致しました。議長より報告をした。

閉会挨拶 鶴井副会長

本日も、大変ご熱心にご審議を頂きありがとうございます。短い間でしたが、3年間の間、大変お世話になりました。簡単ではありますが以上、閉会のご挨拶といたします。

、本日の案件はすべて審議されたので終了する。11時00分終了。

久万高原町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成26年6月23日(月)午前9時30分
2. 開催場所 久万高原町 久万高原駅やまなみ2階
3. 出席委員 (25人)
 - 会長 23番 池田 昭雄
 - 副会長 26番 不在
 - 委員

1番 片岡忠義	・	2番 田野典孝	・	3番 菅 光義
4番 小椋英一	・	5番 田中 智	・	6番 三好義孝
7番 正岡安則	・	8番 大野啓一	・	9番 小倉 強
10番 松本秋男	・	11番 山下清則	・	12番 片岡孝二
13番 西森嘉人	・	14番 青木俊和	・	15番 山辺久男
16番 新宅 進	・	17番 八塚幸三	・	18番 高岡邦勝
19番 坪内 統	・	20番 大野福雄	・	21番 清水次枝
22番 大野育男	・	24番 青野数男	・	25番 安宅公廣

4. 欠席委員 (名)

5. 議事日程 議事録署名委員の選出 21番 清水次枝、24番 青野数男

- 第1 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請について
- 第2 議案第2号 農地法4条の規定による許可申請について
- 第3 議案第3号 農地利用集積計画の申請審議について

6. 農業委員会事務局職員

- | | |
|-------|------|
| 事務局長 | 加藤博副 |
| 事務長 | 佐伯 泰 |
| 事務局主任 | 坪谷頼都 |

午前9時30分 局長進行により開会. 説明資料確認後会長挨拶

- 池田会長より、お忙しい中ご出席を頂きありがとうございます。別に付けております規制改革については、農業委員の公選制を廃止することや農協の機構改

革など多くの問題が取り上げられています。参考にしていただきたいと思います。
以上、ご挨拶といたします。

議事録署名人

- 議長より議事録署名人について 21番 清水次枝委員、24番 青野数男委員を議事録署名人とする旨を諮ったが、異議なく決定した。

議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について、
関連議案については一括上程を行う旨を諮り承認を得た。

受付第989号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の坪内続委員に説明を求めた。
- 坪内続委員より、現地は、美川の成川橋から藤社線を2kmほど行った合戦集落にあります。一番上にある家の周囲です。●●さんは、北条に住んでいます。●●さんは隣接農地もあり若いため、話がついた。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、●●さんは、どこに勤めているか？
- 坪内続委員より、会社に行っているみたいだが、帰宅してから作業をしている。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第990号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の片岡忠義委員に説明を求めた。
- 片岡忠義委員より、現地は仕七橋から面河方面に600mほど行った道路傍に、家があり、その周囲の農地がある。高齢でもあることから、長男の嫁に贈与するもので、今までも家族全員で農業をしてきた。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第991号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の新宅進委員に説明を求めた。
- 新宅進委員より、現地は、野尻の●●木材置き場の向かいにある。383-1は以前に、●●さんが資材置き場として転用許可を取っていたが、資金難から、転用が難しくなったため、申請を取り下げて、農地として売却することになったもの。残り2枚も含めて荒れている。●●さんは元は下野尻に住んでいたが、現在は近くの隣接地にある。購入後は、きれいに草刈りしたい、とのこと。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、転用の取り下げは済んでいるか？
- 新宅進委員より、先日、取り下げ許可の通知が来たようだ。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第992に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当青木俊和委員に説明を求めた。
- 青木俊和委員より、現地は父野川の久保組にある。駐在所から小田方面に1kmほど。お宮の川向いで改田している農地である。水路改修の負担金を出すのが大変なので、売却することとなった。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第993号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の正岡安則委員に説明を求めた。
- 正岡安則委員より、現地は明神公民館の手前を400mほど上がった所。2人は祖父と孫。●●さんは農林業をしているので、贈与となった。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第994号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。

- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の田中智委員に説明を求めた。
- 田中智委員より、現地は農協明神支所近くの創作館横を200mほど登ったところ。●●さんは御主人を亡くし、息子も含めて相談して、●●さんに売却することになった。●●さんはピーマンなどを作っている。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第995号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の青木俊和委員に説明を求めた。
- 青木俊和委員より、現地は先の父野川の件の近く。●●さんの家の川向かいにある。隣接農地を持つ●●さんが、今までも管理していた。狭い所でもあるので、今回、贈与することのこと。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第996号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の小椋英一委員に説明を求めた。
- 小椋英一委員より、現地は美川の仕出大橋を6kmほど入ると、仕出の給水所があり、その近くにある。●●さんは松山に住んでおり、10年間くらい荒らしていた。●●さんは10年前からこちらに住んでおり、いらぬのなら、と話がついた。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第997号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の正岡安則委員に説明を求めた。
- 正岡安則委員より、現地は東明神の●●さんの自宅周辺にあり、改田してある。

●●さんは広島にいたが、定年で帰ってきた。長男なので、贈与するとのこと。特に問題はないとの報告があった。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第998号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の正岡安則委員に説明を求めた。

○正岡安則委員より、現地は東明神にある高山寺の近く。2畝ほどの農地であるが、●●さんが隣接農地があるため、便利なので、話がついたとのこと。特に問題はないとの報告があった。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

○議長より議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

受付第276号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より議案書により説明。今回の宅地（住宅、倉庫）への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第4条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の田中智委員に説明を求めた。

○田中智委員より、申請地は、農協明神支所前の国道向かいである。国道拡張工事立ち退きのため、家を壊すため、新たに住宅を建てたい、とのこと。特に問題はないようである。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第277号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より議案書により説明。今回の山林への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第4条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の坪内

続委員に説明を求めた。

○坪内続委員より、現地は3条にあった合戦集落の農地の上。昔の山道に沿って左右に分かれている。川の周囲にもある。約20年前から植林しており、周囲も山であり、始末書も出ており、特に問題はないようである。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

第3号議案について（農地利用集積計画）について

○議長より説明を農政課事務局に求めた。

担当の、農政課松本係長から新規、継続含めて1件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号イ、ロ第4号について全てに該当している旨を併せて説明した。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

以上で本日の議案審議を終了致しました。議長より報告をした。

閉会挨拶 池田会長

本日も、大変ご熱心にご審議を頂きありがとうございます。簡単ではありますが以上、閉会のご挨拶といたします。

本日の案件はすべて審議されたので終了する。11時00分終了。

久万高原町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成26年7月18日(金) 午前9時30分
2. 開催場所 久万高原町 久万高原駅やまなみ2階
3. 出席委員 (25人)
 - 会長 23番 池田 昭雄
 - 副会長 26番 不在
 - 委員

1番 片岡忠義	・	2番 田野典孝	・	3番 菅 光義
4番 小椋英一	・	5番 田中 智	・	6番 三好義孝
7番 正岡安則	・	8番 大野啓一	・	9番 小倉 強
10番 松本秋男	・	11番 山下清則	・	12番 片岡孝二
13番 西森嘉人	・	14番 青木俊和	・	15番 山辺久男
16番 新宅 進	・	17番 八塚幸三	・	18番 高岡邦勝
19番 坪内 統	・	20番 大野福雄	・	21番 清水次枝
22番 大野育男	・	24番 青野数男	・	25番 安宅公廣

4. 欠席委員 (名)

5. 議事日程 議事録署名委員の選出 25番 安宅公廣、1番 片岡忠義

- 第1 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請について
- 第2 議案第2号 農地法4条の規定による許可申請について
- 第3 議案第3号 農地法5条の規定による許可申請について
- 第4 議案第4号 農地利用集積計画の申請審議について

6. 農業委員会事務局職員

- | | |
|-------|------|
| 事務局長 | 加藤博副 |
| 事務長 | 佐伯 泰 |
| 事務局主任 | 坪谷頼都 |

午前9時30分 局長進行により開会. 説明資料確認後会長挨拶

○ 池田会長より、お忙しい中ご出席を頂きありがとうございます。今回の総会を

もって、退職となる農業委員さんには大変お世話になりました。これから、農業委員会制度はどうなるか分からない。外部から見ても分かりやすい活動を目指していく方針のようである。以上、ご挨拶といたします。

議事録署名人

- 議長より議事録署名人について25番 安宅公廣委員、1番 片岡 忠義委員を議事録署名人とする旨を諮ったが、異議なく決定した。

議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について、
関連議案については一括上程を行う旨を諮り承認を得た。

受付第999号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の新宅進委員に説明を求めた。
- 新宅進委員より、現地は、上浮穴高校前バス停の国道西川に畑が2つ。東側が残りにある。●●さんは、自動車教習所に勤めていた●●さんの娘さんで、相続を受けていた。宇和島の娘の所に行っているため耕作できないので、買い手を探していた。●●さんは町内で5反ほど農業経営をしている。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

田野典孝委員より、第1000、1001号について関連の为一括審議の申し出があった。

受付第1000、1001号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の田野典孝委員に説明を求めた。
- 田野典孝委員より、現地は美川「古床」のバス停から美川川内線を1kmほど行った黒藤川中組にある。贈与の分は、この集落にある。●●さんは高齢であり、茶畑の管理は大変なので息子に譲ることにした。●●さんは、茶の収穫期には、土日には帰ってきて、親を手伝っている。使用貸借の●●さんは、病弱で耕作ができないので、貸したいとのこと。●●さんは、家庭菜園にする、とのこと。

特に問題はないとの報告があった。

- 議長より、●●さんはいくつ？
- 田野典孝委員より、47歳。傾斜地は大変なので、親が譲りたいらしい。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1002号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の田中智委員に説明を求めた。
- 田中智委員より、現地は、JA明神支所から西へ1.5kmほど行った栄谷集落の上の方に固まってある。●●さんは87歳で、体が弱っており、入退院を繰り返している。●●さんは甥っ子になる。農地を荒らさないでほしいので、円滑に話がついたようである。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

- 議長より議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

受付第278号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より議案書により説明。今回の山林への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第4条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の高岡邦勝委員に説明を求めた。
- 高岡邦勝委員より、申請地は、嵯峨山地区の過疎農道の途中から400mほど上がった山の中腹。家があつてその周囲。ひのきや杉が植わっている。日陰なので、栗も植えたりもして、ミツバチも飼っている。傾斜地なので、機械も入らず、本人も80近い高齢であり、子ども2人も地元は戻らないため、山林にしたい、とのこと。周囲も山である。特に問題はないようである。
- 議長より、面積が広いが？
- 高岡邦勝委員より、傾斜地であり昔はこんにやくを作っていた。馬を使っておろしていたみたいだが、今では難しいので、全て山にする、とのこと。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長より議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

受付第185号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より議案書により説明。今回の山林への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第5条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の片岡忠義委員に説明を求めた。

○片岡忠義委員より、現地は、仕七川地区の東川から池川方面にある中村集落。●●さんは大阪にいますので、帰れない。隣に住んでいた●●さんの父親が、●●さんがいなくなってから、宅地を畑にして管理していた。これを山林にしたい、とのこと。同意書もある。特に問題はないようである。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

第4号議案について（農地利用集積計画）について

○議長より説明を農政課事務局に求めた。

担当の、農政課松本係長から新規1件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号イ、ロ第4号について全てに該当している旨を併せて説明した。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

以上で本日の議案審議を終了致しました。議長より報告をした。

閉会挨拶 池田会長

本日も、大変ご熱心にご審議を頂きありがとうございます。簡単ではありますが以上、閉会のご挨拶といたします。

本日の案件はすべて審議されたので終了する。10時30分終了。

久万高原町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成26年8月25日(月)午後1時30分
2. 開催場所 久万高原町 久万高原駅やまなみ2階
3. 出席委員 (23人)
会 長 2番 池田 昭雄
副会長 4番 山辺 久男
委 員
1番 新宅 進 ・ 3番 田野典孝 ・ 5番 丹波松清
6番 中川久夫 ・ 7番 高岡公明 ・ 8番 山下清則
9番 清水次枝 ・ 10番 佐賀幸一 ・ 11番 菅 重雄
12番 大野福雄 ・ 14番 高岡邦勝
・ 16番 山之内章 ・
18番 堀田春和 ・ 19番 坪内 続 ・ 20番 八塚幸三
21番 村松直樹 ・ 22番 大野育男 ・ 23番 大野啓一
24番 松本秋男 ・ 25番 小倉 強 ・ 26番 成本 弘
4. 欠席委員(3名) 13番 小椋英一、15番 片岡孝二、17番 立野好仁
5. 議事日程 議事録署名委員の選出 1番 新宅 進、3番 田野 典孝

第1 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請について

第2 議案第2号 農地法5条の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員
事務局長 加藤博副
事務長 佐伯 泰
事務局主任 坪谷頼都

午前9時30分 局長進行により開会。 説明資料確認後会長挨拶

- 池田会長より、今月の大雨は、8月豪雨と名付けられた。台風11号では久万でも1時間24ミリもの大雨が降った。また、トマト、ピーマンなどの価格も安くなっており心配である。国が進める農協、農業委員会改革は到底、納得で

きるものではないが、陳情書も出したので、がんばるしかない。以上、ご挨拶といたします。

議事録署名人

- 議長より議事録署名人について1番 新宅 進委員、3番 田野 典孝委員を議事録署名人とする旨を諮ったが、異議なく決定した。

議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について、
関連議案については一括上程を行う旨を諮り承認を得た。

受付第1003号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の坪内統委員に説明を求めた。
- 坪内統委員より、現地は、日野浦成川橋から藤社線を2kmほど行き、合戦の集落の町道を250mほど登った所にある。●●さんは、40年前に東明神に引越していった。茶を植えていたが、高齢のため、通作が困難となった。そこで、●●さんが自宅や農地が近くにあるため、贈与の話がついた。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1004号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の堀田春和委員に説明を求めた。
- 堀田春和委員より、2人とも東川の494号線沿いに近所で住んでいる。現地は、そこから414号線を100mほど右に行った棚田である。そこは、譲受人の農地に挟まれており、利便性から贈与で合意に至った。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

松本秋男委員より、第1005、1006号について関連の為一括審議の申し出があった。

受付第1005、1006号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の松本秋男委員に説明を求めた。
- 松本秋男委員より、使用貸借の現地は、美川と面河の境から、面河方面に2kmほど行った道下にある。昔、蚕の養蚕所があった。借受人の●●さんの父親と●●さんが知り合いであったため、経営規模拡大を図ることで話がついた。贈与については、面河本組の高岡商店の道を挟んで農地がある。●●さんは●●さんの甥っ子になる。県外にいたので、贈与で話がついた。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、●●さんは町内にいるのか？
- 松本秋男委員より、今までは近くのおばさんが農地等の管理をしていたが、今回、家も贈与して受けたため、土日はこちらに帰って農作業をするとのこと。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1007号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当丹波松清委員に説明を求めた。
- 丹波松清委員より、●●さんは父親が御三戸出身の方で、そこにあるこの農地を譲り受けていた。●●さんの甥っ子が有枝でトマトをすることになっている。将来、この甥っ子がこの農地を耕作したいので、とりあえず、伯父の●●さんが購入することとなった。特に問題はないとの報告があった。
- 高岡邦勝委員より、甥っ子はアグリピアの研修生か？
- 丹波松清委員より、そうです。ちなみに、●●さんはガス屋に勤めている。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1008号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の新宅進委員に説明を求めた。
- 新宅進委員より、現地は中野村から美川に抜ける県道から入る町道の奥の槇谷集落にある。久万小学校の槇谷分校の200～300m手前にある。●●さんは高

齢で、奥さんも入院している。●●さんは息子さんも町内に住んでおり、林業をしている。現地は、猪よけをして畑で野菜を作っていたが、耕作放棄地にしてもいけないので、近くの中野村集落に住む●●さんと話がついた。特に問題はないとの報告があった。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1009号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の大野福雄委員に説明を求めた。

○大野福雄委員より、現地は元●●がシクラメンを栽培していたハウスがある農地。●●は、ハウス4棟、事務所1棟で活動していたが、経営状況が悪くなり、破産状態となっている。譲受人は、入札により、上物であるハウスのみを落札していた。譲渡人は60歳を超しており、農地を貸していた●●から小作料を長年、滞納されていた。そこで、利用権設定を解除して、ハウスの落札者である譲受人に売却することとした。譲受人は、●●の社長で、この農地では、地元の住民の協力を得て、水耕栽培による野菜づくりを行いたい、とのこと。直瀬集落の中心地であり、違反転用などは絶対、行わないとのこと。井戸の水や、直瀬地区の水が野菜づくりに適しているのも、要因の一つであるらしい。特に問題はないとの報告があった。

○大野啓一委員より、産業用廃棄物処理などには、絶対使用しないでほしい。ただ、業者だから許可できない、とはいえない。農業目的で取得するのだから。

○大野福雄委員より、直瀬の中心地なので、それは地元も絶対に容認しない。

○大野育男委員より、直瀬住民から管理者を選定し、雇用すると聞いている。

○大野啓一委員より、譲受人はもともと直瀬の永子地区の出身だし、大丈夫だろう。

○中川久夫委員より、地元から反対の意見は出ないのか？

○大野福雄委員より、集落の人を集めて説明会等も行う予定らしい。

○田野典孝委員より、水耕栽培等の事業計画は出ていないのか？

○大野福雄委員より、まだ出ていない。

○大野育男委員より、建屋を撤去するだけでも相当な費用がかかるから、すぐには計画はできないのでは。

○議長より、審査は名前で判断するべきではない。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長より議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

受付第186号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より議案書により説明。今回の山林への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第5条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の村松直樹委員に説明を求めた。
- 村松直樹委員より、譲受人の●●さんは、実際は入野地区に住んでおり、「●●」に勤めている。現地は入野の●●の事務所から少し入り、三差路の道路下の窪みの川沿いにある。地目は田だが、水の引きこみが悪く、畑として利用している。●●さんは松山にいるため、●●さんが耕作していたので、今回譲り受けて、ゆくゆくは桜を植えたい、とのこと。特に問題はないようである。
- 大野啓一委員より、樹園地を全て認めるわけではない。地上げしている現地のような場所では駄目だ。
- 村松直樹委員より、くぼんでいる場所であり、川沿いであるから問題はないのでは？
- 議長より、農地転用申請は、許可後迅速に転用するものであるはずだが。
- 高岡邦勝委員より、許可後3年以内には、完成する必要があるのでは。
- 田野典孝委員より、周囲の同意書はあるのか？
- 丹波松清委員より、同意書が必要のはず。
- 議長より、速やかに転用するものでなければ、この案件は翌月以降に3条で出し直す必要がある。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議が出たため否決した。

受付第187号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より議案書により説明。今回の公衆道路への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第5条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の村松直樹委員に説明を求めた。

- 村松直樹委員より、現地は入野にある農業試験場横の坂を 500mほど上がった所にある。圃場整備した際に余った三角形の小さな農地。現状としては使い途がなく、●●さんの家に隣接しており、またその奥にある●●さんや近所の方の農地に通行するため、道路にする、とのこと。砂利をしく予定らしいです。特に問題はないようである。
- 大野啓一委員より、こんなに広い面積が必要か？
- 村松直樹委員より、奥の農地まで距離があるため、必要みたいである。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第188号に関する件

- 議長の担当地域であるため、議長を会長から副会長に交代した。
- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より議案書により説明。今回の宅地への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第5条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の池田昭雄委員に説明を求めた。
- 池田昭雄委員より、現地は落合の交差点から露峰方向に 3km ほど行った●●酒店の裏にある。●●さんは元役場職員で 10 年ほど前に退職した。●●さんの家の前に畑がある。2人の父親がいとかか、いとこ半の血縁関係にあります。そのため、畑の管理を長年、●●さんが受けていたらしい。今回、そこを譲り受け、木工作業場や倉庫にしたい、とのこと。特に問題はないようである。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

- 議長を副会長から会長に戻した。

以上で本日の議案審議を終了致しました。議長より報告をした。

閉会挨拶 山辺副会長

本日も、大変ご熱心にご審議を頂きありがとうございます。簡単ではありますが以上、閉会のご挨拶といたします。

本日の案件はすべて審議されたので終了する。15時00分終了。

久万高原町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成26年9月24日(水)午後1時30分
 2. 開催場所 久万高原町 久万高原駅やまなみ2階
 3. 出席委員 (26人)
 - 会長 2番 池田 昭雄
 - 副会長 4番 山辺 久男
 - 委員

1番 新宅 進	・	3番 田野典孝	・	5番 丹波松清
6番 中川久夫	・	7番 高岡公明	・	8番 山下清則
9番 清水次枝	・	10番 佐賀幸一	・	11番 菅 重雄
12番 大野福雄	・	13番 小椋英一	・	14番 高岡邦勝
15番 片岡孝二	・	16番 山之内章	・	17番 立野好仁
18番 堀田春和	・	19番 坪内 続	・	20番 八塚幸三
21番 村松直樹	・	22番 大野育男	・	23番 大野啓一
24番 松本秋男	・	25番 小倉 強	・	26番 成本 弘
 4. 欠席委員 (名)
 5. 議事日程 議事録署名委員の選出 5番 丹波 松清、6番 中川 久夫
 - 第1 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請について
 - 第2 議案第2号 農地法4条の規定による許可申請について
 - 第3 議案第3号 農地法5条の規定による許可申請について
 6. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 加藤博副
 - 事務長 佐伯 泰
 - 事務局主任 坪谷頼都
- 午前9時30分 局長進行により開会. 説明資料確認後会長挨拶
- 池田会長より、本日はお忙しい中、全員の方のご出席をいただき、誠にありがとうございます。農業委員会改革の意見書については、本町9月議会で採択さ

れましたので、お配りしておきます。以上、ご挨拶といたします。

議事録署名人

- 議長より議事録署名人について5番 丹波 松清委員、6番 中川 久夫委員を議事録署名人とする旨を諮ったが、異議なく決定した。

議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について、
関連議案については一括上程を行う旨を諮り承認を得た。

受付第1010号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の中川久夫委員に説明を求めた。
- 中川久夫委員より、現地は、面河相の峰集落の中にある。譲受人の父親である譲渡人が90歳。母親が85歳であり、高齢である。譲受人は、3年ほど前に定年退職してから、こちらに帰り農業をしている。兄弟とも話がついており、贈与となった。田は耕作しており、畑も草刈りなどの管理をきちんと行っている。
- 議長より、畑は人に耕作をお願いしたりはしていないのか？
- 中川久夫委員より、むしろ田の方を耕作してもらっている。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1011号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の村松直樹委員に説明を求めた。
- 村松直樹委員より、現地は入野の●●石油の前の川の先の上流。うすみどり色の家の下にある。ちなみに、先月否決された5条の案件である。●●さんは松山に出ており、●●さんが耕作してきた。田にするには水の引きこみが悪いため、柿や栗の果樹を植えて、農地として管理していくとのこと。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1012号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の山之内章委員に説明を求めた。
- 山之内章委員より、現地は、明神公民館近くの坂を100mほど上がると、●●さんの家がある。田はその近くにあり、今までも●●さんが野菜畑として使っていた。乙番はゴルフ場の近くにあり、●●さんも高齢のため、荒らしているが、●●さんは若いため、そこでも耕作したい、とのこと。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1013号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の大野啓一委員に説明を求めた。
- 大野啓一委員より、現地は、菅生槻の沢にある農業委員である自分の田の横にある。今年から、売買により譲り受けて、耕作をすることになった。家族も多く、特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

大野育男委員より、第1014、1015号について関連の为一括審議の申し出があった。

受付第1014、1015号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当大野育男委員に説明を求めた。
- 大野育男委員より、●●さんとは、直瀬にいた●●さんの孫で、松山におり、現地のことが全然分からない。●●さんの親が、今までは管理してきた。●●さんの件の農地は、直瀬郵便局から、竹屋敷地区に上がって改田してある農地の一番上のもの。●●さんの件の農地は、ライスセンターの近くにあり、●●さんの家の前にある。さざんかが植えてあるが、周囲の農地は●●さんのものばかりなので、今回の申請となった。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、●●さんは若いのか？

○大野育男委員より、若いです。本人はまだ定年前だが、父親も元気なため、一
緒に頑張り、水田に復元したい、とのこと。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

大野啓一、大野育男委員より、第1016、1017号について関連の为一括
審議の申し出があった。

受付第1016、1017号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないた
め、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の大野
啓一、大野育男委員に説明を求めた。

○大野啓一委員より、●●さんは100歳が近い高齢者である。現地は菅生北村の
町分譲地から200mほど奥の集会所の近く。●●さんが農地として耕作したい
ので、売買となった。特に問題はないとの報告があった。

○大野育男委員より、●●さんが経営面積の拡大を図るために、自分の会社の従
業員である●●さんから併せて農地を借りることになった。そのため、トラク
ターで草刈り等も行ったようだ。特に問題はないとの報告があった。

○高岡邦勝委員より、使用貸借の件は、西山団地の一角か？

○大野育男委員より、そうです。

○大野福雄委員より、そこは、猪が多いので、耕作放棄地にならないよう気をつ
けてほしい。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1018号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないた
め、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の大野
育男委員に説明を求めた。

○大野育男委員より、2人は親子で、●●さんは息子になる。今は四国電力にい
るが、来年が定年となるので、贈与することとなった。過疎農道から下直瀬に
入りすぐの改田してある田や、下直瀬のお宮の下の大川の近くにもある。乙番
は西山団地やたばこ団地の周辺にある。猪も出るが、きちんと管理している。
全体としては、田では米を、畑では茶を作付けしている。特に問題はないとの
報告があった。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1019号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の大野福雄委員に説明を求めた。
- 大野福雄委員より、先月、●●が落札していた●●の農地の残り。名義が、●●名義で、息子の●●さんが落札した。4月にも、同様に親の名義農地を本人が落札していた。●●の農地で、一番東の上のもので、筆番は2筆だが、現地は1枚である。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、どのように利用していくのか？
- 大野福雄委員より、今まで通りトマトを作っていくようだ。台風でハウスが少しいたんだが、水耕栽培で野菜も作るようだ。●●さんのお父さんも仕事なくなるので、息子を手伝うようだ。
- 山下清則委員より、息子が購入するのは問題ないのか？
- 大野福雄委員より、負債の債権者は、グループの一員である父親にのみ係るものであるため、息子には関係がないらしい。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

- 議長より議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

受付第279号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より議案書により説明。今回の山林への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第4条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の田野典孝委員に説明を求めた。
- 田野典孝委員より、現地は美川の「古床」のバス停から、美川川内線を5kmほど行き、農道を行くと、岩ヶ市という集落がある。30年前は10戸くらい世帯があったが、今は2戸で限界集落となっている。現地は20～30年生の杉が植わっており、始末書、同意書もある。本人は30年前に松山に出ていたが、定年になり、年の半分は山の管理をしているようだ。特に問題はないようである。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第280号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より議案書により説明。今回の山林への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第4条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の堀田春和委員に説明を求めた。

○堀田春和委員より、現地は494号線を高知方面に2kmほど行くと、東川集落に入る。畑は生活道の終点にある。田はそこから離れて3筆ある。20年ほど前に、杉、ヒノキを植林している。始末書も出ており、周囲も山林なので、特に問題はないようである。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第281号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より議案書により説明。今回の山林への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第4条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の堀田春和委員に説明を求めた。

○堀田春和委員より、先の280号の案件申請者のおじさんが申請者である。近くに自宅があり、その裏山に現地はある。植林して8年になる。周囲も山林で、始末書も出ている。特に問題はないようである。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第282号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より議案書により説明。今回の宅地（倉庫）への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第4条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の山之内章委員に説明を求めた。

○山之内章委員より、現地は東明神横通バス停の右手の登坂車線の道路沿い隣接地になる。倉庫が建っており、平成元年の国道拡張工事の際に建てられており、そのままになっていた。始末書も出ている。特に問題はないよ

うである。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第283号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より議案書により説明。今回の山林への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第4条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の大野啓一委員に説明を求めた。

○大野啓一委員より、現地は、先の3条で出た●●さんの件の近くにある。昔、松山に出ていた時から、杉を植えていた。人の迷惑になるような場所ではない。始末書も出ている。特に問題はないようである。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長より議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長の担当地区案件であるため、議長を会長から副会長へ交代した。

受付第189号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より議案書により説明。今回の雑種地(駐車場)への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第5条2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の池田昭雄委員に説明を求めた。

○池田昭雄委員より、現地は露峰地区のしだれ桜で有名な法蓮寺のすぐ下にある。●●さんも高齢で、農地管理が難しい、とのこと。●●さんの家のすぐ上であり、駐車場が不足していたことから、今回の話となったようである。お金はかかるのだが、ぜひ駐車場が必要であるらしい。特に問題はないようである。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議長を副会長から会長に交代した。

以上で本日の議案審議を終了致しました。議長より報告をした。

閉会挨拶 山辺副会長

本日も、大変ご熱心にご審議を頂きありがとうございます。簡単ではありますが以上、閉会のご挨拶といたします。

本日の案件はすべて審議されたので終了する。15時00分終了。

久万高原町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成26年10月27日(月)午前9時30分
2. 開催場所 久万高原町 久万高原駅やまなみ2階
3. 出席委員 (25人)
 - 会長 2番 池田 昭雄
 - 副会長 4番 山辺 久男
 - 委員

1番 新宅 進	・	3番 田野典孝	・	
6番 中川久夫	・	7番 高岡公明	・	8番 山下清則
9番 清水次枝	・	10番 佐賀幸一	・	11番 菅 重雄
12番 大野福雄	・	13番 小椋英一	・	14番 高岡邦勝
15番 片岡孝二	・	16番 山之内章	・	17番 立野好仁
18番 堀田春和	・	19番 坪内 続	・	20番 八塚幸三
21番 村松直樹	・	22番 大野育男	・	23番 大野啓一
24番 松本秋男	・	25番 小倉 強	・	26番 成本 弘
4. 欠席委員(1名) 5番 丹波松清
5. 議事日程 議事録署名委員の選出 7番 高岡 公明、8番 山下 清則
 - 第1 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請について
 - 第2 議案第2号 農地利用集積計画の申請審議について
6. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 加藤博副
 - 事務長 佐伯 泰
 - 事務局主任 坪谷頼都

午前9時30分 局長進行により開会。 説明資料確認後会長挨拶

- 池田会長より、本日はお忙しい中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。日照不足により、農作物の収穫量が少なく心配です。後継者の育成は、重要な課題だが、自分の近くのハウスでも、農業公園の卒業生が3人続けてリ

タイアしている。今年の研修生も全体では、2人がリタイアした。事前の採用面接では、大丈夫であると考えていたようだが、現実には甘くなかったようです。農業公園の事前研修のやり方をもう一度、見直す必要があります。以上、ご挨拶といたします。

議事録署名人

- 議長より議事録署名人について7番 高岡 公明委員、8番 山下 清則委員を議事録署名人とする旨を諮ったが、異議なく決定した。

議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について、
関連議案については一括上程を行う旨を諮り承認を得た。

田野典孝委員より、第1020、1021号について関連の为一括審議の申し出があった。

受付第1020、1021号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の田野典孝委員に説明を求めた。
- 田野典孝委員より、現地は、旧美川村から旧柳谷村への手前の「古床」というバス停の前にある美川川内線を2kmほど登った所にある黒藤川上組に両件ともある。

まず、1020号について、譲受人の●●さんは、譲渡人の●●さんの息子になる。譲渡人は、10年ほど前から体調を崩しており、今までも、土日に息子の●●さんが松山から帰ってきて耕作していた。農地には、茶、栗、梅などが作付けされている。

次に、1021号については、譲受人である●●さんが、農業経営を行う上で、経営規模の拡大を図るために、近隣に住む譲渡人の●●さんから購入するよう予定している。先の件と隣接しているため、現状どおりに茶や果樹の栽培を同時に行うつもりであるらしい。特に問題はないとの報告があった。

- 議長より、1021号の●●さんはなぜ農地を手放すのか？農地は残るのか？
- 田野典孝委員より、自分の農地も他に8反はあり、水稻を作付けしている。しかし、今では、今回の農地まで手が回らないので、売却することとしたらしい。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1022号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の山之内章委員に説明を求めた。
- 山之内章委員より、現地は東明神から入った三坂道路すぐ下にある川沿いに、この3枚の農地はある。●●さんは高齢のため砥部町の施設に入っている。●●さんは、東明神の●●さんの娘であり、砥部に住んでいるが、こちらに通って農業をしている。そこで、売買の話となったようである。この田では、水稻を作付したい、とのこと。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

第2号議案について（農地利用集積計画）について

- 議長より説明を農政課事務局に求めた。
担当の、農政課松本係長から新規、継続含めて3件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号イ、ロ第4号について全てに該当している旨を併せて説明した。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

以上で本日の議案審議を終了致しました。議長より報告をした。

閉会挨拶 山辺副会長

本日も、大変ご熱心にご審議を頂きありがとうございます。簡単ではありますが以上、閉会のご挨拶といたします。

本日の案件はすべて審議されたので終了する。午前10時30分終了。

久万高原町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成26年11月26日(水)午前9時30分
2. 開催場所 久万高原町 役場2階大会議室
3. 出席委員 (22人)
 - 会長 2番 池田 昭雄
 - 副会長 4番 山辺 久男
 - 委員
 - 5番 丹波松清
 - 6番 中川久夫
 - 7番 高岡公明
 - 8番 山下清則
 - 9番 清水次枝
 - 10番 佐賀幸一
 - 11番 菅 重雄
 - 13番 小椋英一
 - 14番 高岡邦勝
 - 15番 片岡孝二
 - 16番 山之内章
 - 18番 堀田春和
 - 19番 坪内 続
 - 20番 八塚幸三
 - 21番 村松直樹
 - 22番 大野育男
 - 23番 大野啓一
 - 24番 松本秋男
 - 25番 小倉 強
 - 26番 成本 弘
4. 欠席委員(4名) 1番 新宅 進、3番 田野典孝、12番 大野福雄
17番 立野好仁
5. 議事日程 議事録署名委員の選出 9番 清水次枝、10番 佐賀幸一
 - 第1 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請について
 - 第2 議案第2号 農地法4条の規定による許可申請について
 - 第3 議案第3号 農地法5条の規定による許可申請について
 - 第4 議案第4号 農地利用集積計画の申請審議について
6. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 加藤博副
 - 事務長 佐伯 泰
 - 事務局主任 坪谷頼都

午前9時30分 局長進行により開会. 説明資料確認後会長挨拶

- 池田会長より、久万高原清流米の収量が2割くらい減った。コシヒカリも2等米、3等米が多かった。3等米が、本町のコシヒカリとして出回るの、いかなものか。秋田県では、冷めてもおいしい米を高値で販売したりしている。これは、もち米が入っていて、冷めても、もっちりしているからであろう。本町の米も全国のコシヒカリコンクールで優秀賞を取るレベルなのだから、品質管理にもっと力を入れていかななくてはならない。以上、ご挨拶といたします。

議事録署名人

- 議長より議事録署名人について9番 清水次枝委員、10番 佐賀幸一委員を議事録署名人とする旨を諮ったが、異議なく決定した。

議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について、
関連議案については一括上程を行う旨を諮り承認を得た。

受付第1023号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の大野育男委員に説明を求めた。
- 大野育男委員より、現地は、直瀬のライスセンター近くの坂を登り、竹屋敷地区の奥にある。そこにある譲受人の母親の家の隣の畑である。昔から近隣の人が管理していたが、高齢になったので、今回の売買の話となった。●●さんは、いちじくやトマトを作っている。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

大野育男委員より、第1024、1025号について関連の為一括審議の申し出があった。

受付第1024、1025号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の大野啓一委員に説明を求めた。
- 大野啓一委員より、両件とも譲渡人と譲受人は同じで、2人は親子。後継者になるのだが、他に兄弟もいるので、とりあえず、1枚だけが贈与となった。現地は、菅生北村の町分譲地の西に並んである。特に問題はないとの報告があっ

た。

- 議長より、●●さんは農業はしているのか？
- 大野啓一委員より、農業はしている。ただ、財産の問題なので、話がなかなか進まないらしい。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議長の担当地区案件であるため、議長を会長から副会長へ交代した。

池田昭雄委員より、第1026、1027号について関連の為一括審議の申し出があった。

受付第1026、1027号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の池田昭雄委員に説明を求めた。
- 池田昭雄委員より、現地は、落合の交差点から小田方面に2kmほど上がった中村集落にある。●●さんは、●●さんの父親で体を悪くしている。また、母親とトマトや米を作っている。現地が、●●さんの田と続いており、以前から●●さん親子が耕作していたので、この際、一緒に手続きしてほしい、ということ、こちらも贈与となった。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議長を副会長から、会長へと交代した。

受付第1028号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の大野育男委員に説明を求めた。
- 大野育男委員より、現地は、下直瀬地区のお宮の裏になる。●●さんは昔、交換の手続きをしていたらしいが、できていなかったようなので、今回、贈与となった。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

大野育男委員より、第1029、1030、1031号について関連の為一括審議の申し出があった。

受付第1029、1030、1031号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当大野育男委員に説明を求めた。
- 大野育男委員より、まず1031号の現地は、全て直瀬小学校の上にある。●●さんは元サラリーマンだが、農業をしたいので、学校の近くで家付きで購入したい、とのこと。1029号は、上直瀬のお宮の上。●●さんは地元の人で農業をしている。1030号は、直瀬の育苗センターの近くにある。●●さんは役場職員である。3件の譲渡人である●●さんは、母親のものを贈与されていたが、松山に住んでおり、農地の管理に困っていた。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、●●さんは現在は有枝に住んでいるのか？
- 丹波松清委員より、有枝に家があり、大川地区でも5反ほど耕作しているが、手が回るのか？
- 大野育男委員より、そっちは猪にやられました。
- 丹波松清委員より、下限面積はあるのか？
- 大野育男委員より、当時、こちらに来るときに、自分の農地を貸し付けた。
- 議長より、直瀬に来るのか？若いのか？
- 大野育男委員より、70歳くらい。どちらに住むのかは分からない。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1032号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の村松直樹委員、八塚幸三委員に説明を求めた。
- 村松直樹委員より、1163番は、コーナンと製材の間を行くと、道が交差しており、その突き当たり。1374はサークルKの真裏で耕作している畑。西明神の農地は、中予碎石の反対側を30mほど行き、右にしばらく行くとあるその畑。草刈りはされている。●●さんは、●●さんの義理の姉。実際は、●●さんが耕作していたので、贈与となった。特に問題はないとの報告があった。
- 八塚幸三委員より、久万の分は、愛媛運送の横の道を下に行き、T字路突き当たったその田。管理はされており、特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1033号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の村松直樹委員に説明を求めた。
- 村松直樹委員より、現地は、入野のコーナンの近くにある。実際は先の件と同じく、今までも●●さんが作っていた。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、なぜ1枚だけ使用貸借なのか？
- 村松直樹委員より、親御さんとしても、何かあった時のために1枚は残しておきたい、とのこと。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1034号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の菅重雄委員に説明を求めた。
- 菅重雄委員より、現地は●●がうどん店をしていた国道の真下になる。●●さんが高齢で、耕作できないので、買い手を探していた。●●さんはもうすぐ定年になる。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、下限面積等は問題ないか？
- 菅重雄委員より、直瀬地区で今も農業をしている。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

- 議長より議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

受付第284号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より議案書により説明。今回の山林への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第4条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の松本秋男委員に説明を求めた。
- 松本秋男委員より、現地は旧美川村と旧面河村の境の近く。旧の養鶏所の跡地の近くにある。15年生の杉が植わっており、始末書もあり、周囲も

山である。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長より議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

受付第190号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より議案書により説明。今回の公衆道路への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第5条2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の菅重雄委員に説明を求めた。

○菅重雄委員より、現地は旧国道の上野尻と下野尻の境の近くになる。国道からだど、●●食堂を下に降りた所。道路沿いの田の奥に、●●さんの土地があり、そこに息子の家を建てたため、道路として申請した。譲受けは拒否されたので、借りることになった。特に問題はないようである。

○議長より、農地の一部なのか？

○菅重雄委員より、必要分だけの分筆は済んでいる。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

第4号議案について（農地利用集積計画）について

○議長より説明を農政課事務局に求めた。

担当の、農政課松本係長から継続1件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号イ、ロ第4号について全てに該当している旨を併せて説明した。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

以上で本日の議案審議を終了致しました。議長より報告をした。

閉会挨拶 山辺副会長

本日も、大変ご熱心にご審議を頂きありがとうございます。簡単ではありますが以上、閉会のご挨拶といたします。

本日の案件はすべて審議されたので終了する。11時00分終了。

久万高原町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成26年12月19日(金)午後3時30分
 2. 開催場所 久万高原町 久万高原駅やまなみ2階
 3. 出席委員 (24人)
 - 会長 2番 池田 昭雄
 - 副会長 4番 山辺 久男
 - 委員

1番 新宅 進	・	3番 田野典孝	・	5番 丹波松清
6番 中川久夫	・		・	8番 山下清則
9番 清水次枝	・	10番 佐賀幸一	・	11番 菅 重雄
12番 大野福雄	・	13番 小椋英一	・	14番 高岡邦勝
15番 片岡孝二	・	16番 山之内章	・	17番 立野好仁
	・	19番 坪内 続	・	20番 八塚幸三
21番 村松直樹	・	22番 大野育男	・	23番 大野啓一
24番 松本秋男	・	25番 小倉 強	・	26番 成本 弘
 4. 欠席委員(2名) 7番 高岡公明、18番 堀田春和
 5. 議事日程 議事録署名委員の選出 11番 菅 重雄、12番 大野福雄
 - 第1 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請について
 - 第2 議案第2号 農地法4条の規定による許可申請について
 - 第3 議案第3号 農地利用集積計画の申請審議について
 6. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 加藤博副
 - 事務長 佐伯 泰
 - 事務局主任 坪谷頼都
- 午後3時30分 局長進行により開会. 説明資料確認後会長挨拶
- 池田会長より、12月の全国の会長会があった。全国の会長から辛辣な意見が出ていた。農業改革の大きな3つの柱としては、農業委員会等の組織改革、農

業施策の見直し、TPP 協議に関することとなる。農業委員は、公選制をなくし、代表制となるらしい。議論を重ねて閣議決定されたので、どうしようもない。ただ、農業委員の定数の確保や、推進委員との兼ね合いは熟慮してほしいものである。また、農業政策としては、食糧自給に向けた取り組みが中心となるようである。以上、ご挨拶といたします。

議事録署名人

- 議長より議事録署名人について11番 菅 重雄委員、12番 大野福雄委員を議事録署名人とする旨を諮ったが、異議なく決定した。

議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について、
関連議案については一括上程を行う旨を諮り承認を得た。

受付第1035号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の大野育男委員に説明を求めた。
- 大野育男委員より、現地は、下直瀬地区から西山団地へ行く道を100mほど奥に行った所にある。●●さんの家の近くにある。草刈りなどの管理はされている。●●さんは4月で森林組合をやめる。以前から、農地を買ってほしい、との話があった、とのこと。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1036号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の村松直樹委員に説明を求めた。
- 村松直樹委員より、西明神の栄谷地区の外れにある。25年前に圃場整備が行われた所の奥になる。2人は兄弟。贈与されるのが、弟になる。今までは2人で耕作をしてきた。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、弟さんは何をしているのか？
- 村松直樹委員より、普段はダンプの運転手をしている。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1037号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の菅重雄委員に説明を求めた。
- 菅重雄委員より、現地は、上野尻の●●さんの車庫の横の田になる。狭いので、前から、●●さんは手放したかった。●●さんは、先月、宅地への進入路で転用申請をした方で、本町に帰ってくる予定であり、ここを耕作するつもり、とのこと。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

小椋英一委員より、第1038、1039号について関連の为一括審議の申し出があった。

受付第1038、1039号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の小椋英一委員に説明を求めた。
- 小椋英一委員より、現地は、両件とも仕七川駐在所の横の道を奥に300mほど行った所。●●さんと●●さんは家が近くであり、●●さんが高齢のため、農地を耕作してもらうこととなった。●●さんの件は、●●さんの家の前に畑があり便利なので、買いたい、との話があったらしい。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、●●さんは専業農家なのか？
- 小椋英一委員より、ずっと今までも畑をしてくれている。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

八塚幸三委員、小椋英一委員より、第1040、1041号について関連の为一括審議の申し出があった。

受付第1040、1041号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当八塚幸三委員、小椋英一委員に説明を求めた。
- 八塚幸三委員より、使用貸借の場所は、役場のすぐ近くにある。●●さんの夫

が亡くなって3年になる。その方と、●●さんが知り合いだったため、作り手がいない現地への使用貸借の話がついたようである。特に問題はないとの報告があった。

○小椋英一委員より、●●さんは、西古味地区という先の案件の●●さんの家の近くに住んでいた。25年前まで、校長先生だった。今は、高齢で体を悪くしているの、息子に譲りたい、とのこと。

○議長より、●●さんは当時は現地に住んでいたみたいだが、現地は荒れていないのか？

○小椋英一委員より、きちんと耕作されています。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

小椋英一委員より、第1042、1043号について関連の为一括審議の申し出があった。

受付第1042、1043号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の小椋英一委員に説明を求めた。

○小椋英一委員より、本来は堀田委員の担当地区だが、欠席のため、依頼を受けているので、代わりに説明する。現地は両件とも、東古味地区から東川地区への道を300mほど行った終点にある。傾斜のきつい田畑で、茶やハナシバが植えられている。若い人に譲りたい、とのこと。●●さんは●●さんの父親。●●さんと●●さんはいとこ。贈与のついでに、売買の申請をすることとなった。特に問題はないとの報告があった。

○議長より、耕作はされているか？

○小椋英一委員より、全て耕作されている。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

○議長より議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

受付第285号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より議案書により説明。今回の山林への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公

共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第4条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の成本弘委員に説明を求めた。

○成本弘委員より、現地は二名の中条地区にある。二名小から北へ500~600m上がった所。周囲も山が多く、同意書も出ている。特に問題はないとの報告があった。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

第3号議案について（農地利用集積計画）について

○議長より説明を農政課事務局に求めた。

担当の、農政課松本係長から新規1件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号イ、ロ第4号について全てに該当している旨を併せて説明した。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

以上で本日の議案審議を終了致しました。議長より報告をした。

閉会挨拶 山辺副会長

本日も、大変ご熱心にご審議を頂きありがとうございます。簡単ではありますが以上、閉会のご挨拶といたします。

本日の案件はすべて審議されたので終了する。17時00分終了。

久万高原町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成27年1月20日(火) 午前10時30分
 2. 開催場所 久万高原町 久万高原駅やまなみ2階
 3. 出席委員 (24人)
 - 会長 2番 池田 昭雄
 - 副会長 4番 山辺 久男
 - 委員

1番 新宅 進	・	3番 田野典孝	・	5番 丹波松清
6番 中川久夫	・	7番 高岡公明	・	8番 山下清則
9番 清水次枝	・	10番 佐賀幸一	・	11番 菅 重雄
12番 大野福雄	・	13番 小椋英一	・	14番 高岡邦勝
15番 片岡孝二	・	16番 山之内章	・	
18番 堀田春和	・	19番 坪内 続	・	20番 八塚幸三
21番 村松直樹	・	22番 大野育男	・	23番 大野啓一
	・	25番 小倉 強	・	26番 成本 弘
 4. 欠席委員 (2名) 17番 立野好仁 24番 松本秋男
 5. 議事日程 議事録署名委員の選出 13番 小椋英一、14番 高岡邦勝
 - 第1 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請について
 - 第2 議案第2号 農地法4条の規定による許可申請について
 - 第3 議案第3号 農地法5条の規定による許可申請について
 - 第4 議案第4号 農地利用集積計画の申請審議について
 6. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 加藤博副
 - 事務長 佐伯 泰
 - 事務局主任 坪谷頼都
- 午前10時30分 局長進行により開会. 説明資料確認後会長挨拶

○ 池田会長より、今年もよろしくお願ひします。国会議員は農業を理解していな

いようだ。農家の数が減っているのも原因だろうが…。首相の権利の横暴ぶりがひどい。自分の言うとおりにならない団体には圧力をかけている。JA 中央会にも TPP の件で圧力をかけている。農業委員会組織も同様である。しかし、我々としては残念だが、粛々と業務をこなしていくしかない。以上、ご挨拶といたします。

議事録署名人

- 議長より議事録署名人について13番 小椋英一委員、14番 高岡邦勝委員を議事録署名人とする旨を諮ったが、異議なく決定した。

議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について、
関連議案については一括上程を行う旨を諮り承認を得た。

受付第1044号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の田野典孝委員に説明を求めた。
- 田野典孝委員より、現地は、美川「古床」のバス停前の道から、美川川内線を15kmほど行くと、置俵地区がある。そこから左に木地農道を行った木地集落にある。一昨年まで農業をしていた●●さんが体調を崩した。松山に勤めていた娘さんの●●さんが、看病のために本町に帰ってきている。以前、長男は死亡しており、夫も脳梗塞のため、●●さんに相続されていた。現在は家庭菜園程度だが、ゆくゆくは水稻を栽培したい、とのこと。特に問題はない、との報告があった。
- 議長より、娘さんはいくつなのか？
- 田野典孝委員より、55歳です。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

大野育男委員より、第1045、1046号について関連の為一括審議の申し出があった。

受付第1045、1046号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の大野育

男委員に説明を求めた。

- 大野育男委員より、●●さんは●●さんの父親で、●●さんは●●さんの母親である。息子は森林組合に勤めている。4000 番代の農地は、上直瀬にあり、大きい田ばかりである。残りは、下直瀬の●●さんの家の近くにある。息子に農業をする自覚を持たせるために贈与する、とのこと。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、息子の年齢は？
- 大野育男委員より、50歳ちょっとである。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1047号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の村松直樹委員に説明を求めた。
- 村松直樹委員より、2人は兄と妹になる。現地は、久万中学校の体育館の近くの法然寺の近く。●●さんはたくさん田を持っている。今までも、妹さんも手伝いに来ていたが、お兄さんも、全体で面積が広く大変なので、今回の農地を使用貸借で任せてみることにしたい。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、下限面積はあるのか？
- 村松直樹委員より、松山の方でも3反ほど農地があるらしい。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

大野福雄委員より、第1048, 1049号について関連の為一括審議の申し出があった。

受付第1048, 1049号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の大野福雄委員に説明を求めた。
- 大野福雄委員より、現地は、直瀬から面河への杣野線を行くと、●●さんの田がある。それは2筆だが、改田してあり1枚である。荒地だが、草刈りは●●さんが借りて管理する、とのこと。●●さんは●●さんの息子になる。贈与農地の場所は、●●さんの家の周りがある。高齢のため、贈与したい、とのこと。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1050号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当山之内章委員に説明を求めた。
- 山之内章委員より、現地は国道33号線の東明神と西明神の境付近になる。●●事務所の近く。●●さんは88歳で、3年前までは松山から通い、耕作していたが、今は施設に入っている、とのこと。●●さんは家や農地が近くであり、話がついた。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

- 議長より議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

受付第286号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より議案書により説明。今回の山林への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第4条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の大野育男委員に説明を求めた。
- 大野育男委員より、現地は下直瀬地区の●●さんの家のその奥にある。周囲ともに、40～50年生の杉が植わっている。始末書も出ている。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第287号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より議案書により説明。今回の雑種地（資材置場）への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第4条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の八塚幸三委員に説明を求めた。
- 八塚幸三委員より、現地は、久万町商店街の●●の川の下付近の関谷とい

う場所にある。●●さんは水道業をしている。明神地区でも水道工事をしているが、資材置場がないので、転用したいとのこと。周りは全て住宅地である。特に問題はないとの報告があった。

- 議長より、もともと久万に住んでいた人なのか？
- 八塚幸三委員より、土地を持っていただけで、住民ではなかった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第288号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より議案書により説明。今回の山林への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第4条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の坪内続委員に説明を求めた。
- 坪内続委員より、現地は、美川の成川橋のバス停から、藤社線を2kmほど行った合戦という集落の一番上の家の近く。20年生の木が植わっている。周囲の同意書も、始末書も出ている。特に問題はないようである。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第289号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より議案書により説明。今回の山林への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第4条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の丹波松清委員に説明を求めた。
- 丹波松清委員より、現地は有枝にある河口というバス停から畑野川への県道を行った先の上谷という場所。30年ほど前に組は無くなり、山になってしまっている。●●さんは、甥っ子に売却したいので、山に転用してから売る、とのこと。特に問題はないようである。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

- 議長より議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

受付第191号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より議案書により説明。今回の雑種地（露天駐車場）への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第5条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の八塚幸三委員に説明を求めた。

○八塚幸三委員より、現地は、先の4条の●●さんの案件の隣の農地。●●さんはその隣に宅地を持っており、家を建てる際に、駐車場として使用したい、とのこと。特に問題はないようである。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第192号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より議案書により説明。今回の宅地への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第5条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の村松直樹委員に説明を求めた。

○村松直樹委員より、現地は、入野地区にある農業試験場の上100mほど行った所にある。●●事務所があった所の近く。●●さんは草刈りなどの管理はしていた。●●さんは両親と住んでいるが、手狭になったため、周りは住宅地である申請地に家を建てたい、とのこと。特に問題はないようである。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

第4号議案について（農地利用集積計画）について

○議長より説明を農政課事務局に求めた。

担当の、農政課松本係長から継続2件、新規1件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号イ、ロ第4号について全てに該当している旨を併せて説明した。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

以上で本日の議案審議を終了致しました。議長より報告をした。

閉会挨拶 山辺副会長

本日も、大変ご熱心にご審議を頂きありがとうございます。簡単ではありますが以上、閉会のご挨拶といたします。

本日の案件はすべて審議されたので終了する。12時00分終了。

久万高原町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成27年2月25日(水)午前9時30分
 2. 開催場所 久万高原町 産業文化会館研修室
 3. 出席委員 (24人)
 - 会長 2番 池田 昭雄
 - 副会長 4番 山辺 久男
 - 委員

1番 新宅 進	・	3番 田野典孝	・	5番 丹波松清
6番 中川久夫	・	7番 高岡公明	・	8番 山下清則
9番 清水次枝	・	10番 佐賀幸一	・	11番 菅 重雄
12番 大野福雄	・	13番 小椋英一	・	14番 高岡邦勝
15番 片岡孝二	・	16番 山之内章	・	17番 立野好仁
18番 堀田春和	・	19番 坪内 続	・	20番 八塚幸三
21番 村松直樹	・	22番 大野育男	・	
	・	25番 小倉 強	・	26番 成本 弘
 4. 欠席委員(2名) 23番 大野啓一 24番 松本秋男
 5. 議事日程 議事録署名委員の選出 15番 片岡孝二、16番 山之内章
 - 第1 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請について
 - 第2 議案第2号 農地法4条の規定による許可申請について
 - 第3 議案第3号 農地法5条の規定による許可申請について
 - 第4 議案第4号 農地利用集積計画の申請審議について
 6. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 加藤博副
 - 事務長 佐伯 泰
 - 事務局主任 坪谷頼都
- 午前9時30分 局長進行により開会。 説明資料確認後会長挨拶

○ 池田会長より、今日は久々に寒かった。先日、農業改革の結論が出たようだ。

腹正しい限りだ。耕作放棄地ができるのは、農業委員が仕事をしていないからだ、という意見もあったようだ。国には、農業経営が安定する政策を考えてほしいものだ。

議事録署名人

- 議長より議事録署名人について15番 片岡孝二委員、16番 山之内章委員を議事録署名人とする旨を諮ったが、異議なく決定した。

議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について、
関連議案については一括上程を行う旨を諮り承認を得た。

堀田春和委員より、第1051、1052、1053号について関連の为一括審議の申し出があった。

受付第1051、1052、1053号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の堀田春和委員に説明を求めた。
- 堀田春和委員より、現地は、1051号と1052号の現地は同じような場所にある。494号線を高知方面に入り、農道から50mほど入ると、1052号の農地があり、そこから300mほど行った所に、1051号の農地がある。●●さんと●●さんは親子。●●さんは松山に住んでいたが、退職してこちらに戻ってきた。●●さん夫婦は元々、1052号の●●さんの旧家や農地の管理をしていた。1053号の農地はまだ相続ができていないが、●●さんが農業経営の拡大を図りたい、という要望があったので、貸し出すこととなった。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、●●さんはいくつなのか？
- 堀田春和委員より、42歳くらい。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1054号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の新宅進委員に説明を求めた。

- 新宅進委員より、現地は大宝寺の参道にある駐車場の手前 70mほど南にある。●●さんは、父親も兄も亡くしており、相続を受けていた。●●さんは退職してから農業をしている。●●さんの家の入口あたりにある畑であり、以前から、●●さんが草刈りなどをして管理していた。しかし、石が崩れて水路に入るなど管理の改善を求めたところ、贈与することになった。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1055号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の大野育男委員に説明を求めた。
- 大野育男委員より、前回の3条で出ていた両者の売買の件で1件漏れていたもの。公図にないため、申請から漏れていた。買い手が責任を持って受ける、とのこと。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、基盤整備がらみかもしれない。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1056号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の坪内続委員に説明を求めた。
- 坪内続委員より、現地は、国道から沢渡大橋を渡った沢渡集落にある。●●さんは若いが、旦那を亡くして、子どもも帰ってこない。●●さんは親の農地を引きついで農業をしているので、話がついた。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、●●さんは若いのか？
- 坪内続委員より、47歳。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1057号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当坪内続

委員に説明を求めた。

- 坪内続委員より、現地は柳谷美川線と農道の間。●●さんの農地の隣にある。●●さんは奥さんを亡くしており、久万に出ている。荒らしてはいけないので、売ることにした。●●さんは80歳を超えているが、息子も退職して、一緒に農業をしている。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

会長担当案件のため、議長を副会長に交代した。

受付第1058号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当池田昭雄委員に説明を求めた。
- 池田昭雄委員より、現地は落合から180号線を7kmほど行き、父野川につき、そこから100mほど行くと2人の家があり、その中間にある。道路が抜けて分断されたもので、●●さんの畑の横にあるので、お願いしたようだ。●●さんは80歳を超えているが、トマトを作っている。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議長を副会長から会長へ交代した。

受付第1059号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当八塚幸三委員に説明を求めた。
- 八塚幸三委員より、現地はコーナンの前を久万川の突き当たりまで行く。●●さんは、母親が亡くなり、農地はこれだけが残っていた。すぐ上に農地がある●●さんと売買で話がついた。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1060号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当菅重雄

委員に説明を求めた。

○菅重雄委員より、現地は後の5条申請で宅地を購入するのに併せて隣接する農地も購入するようだ。建設業者に20年前から貸していたが、今回、●●さんと売買で話がついた。特に問題はないとの報告があった。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1061号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当堀田春和委員に説明を求めた。

○堀田春和委員より、両者は義理の親子関係。場所は、仕七川地区に入り200mほど入った棚田の一部。条件はいい場所。●●さんも一人では農業が大変なので、手伝うことになった。特に問題はないとの報告があった。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1062号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当小椋英一委員に説明を求めた。

○小椋英一委員より、現地は仕出大橋から3km入った仕出集落にある。2人は仕出の出身。2人の家は道を挟んでいる。●●さんも、実際はこちらに住んでおり、農業をしている。管理をしてくれるなら、贈与することとなったようだ。特に問題はないとの報告があった。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1063号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当坪内続委員に説明を求めた。

○坪内続委員より、●●さんは会社員だった。両親が耕作していたが、高齢になった。杉を植えようと思ったが、それなら●●さんが購入することになった。現地は沢渡集落にある。特に問題はないとの報告があった。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1064号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当大野福雄委員に説明を求めた。
- 大野福雄委員より、昨年も申請のあった●●の件。3108番のハウスは、競売で●●さんが落としていて、●●さんは●●の事務所の横に母親が住んでいた。●●から20年も賃料をもらっていない。●●さんは●●の社長。3110番は、事務所があるが、しばらくはそのまま現存することとした。現地では、野菜も作るし、地元では説明会なども行う、とのこと。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

村松直樹委員より、第1065、1066について関連の为一括審議の申し出があった。

受付第1065、1066号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
 - 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当村松直樹委員に説明を求めた。
 - 村松直樹委員より、現地は、1065号は、入野試験場を少し上がり、元拓明建設事務所のすぐ上。1066号はその近くと、伊達葬儀社の近くの教員宿舎の近くに2枚がある。●●さんは高齢で体が不自由。●●さんが近所なので、話がついた。特に問題はないとの報告があった。
 - 議長より、なぜ1枚だけ売買なのか？
 - 村松直樹委員より、田については、まだ耕作をしたいので、売るのは待つてほしいらしい。とりあえず、借りることとした。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1067号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当高岡邦勝委員に説明を求めた。
- 高岡邦勝委員より、現地は、久万からのトンネルを出て、家などが見えるすぐ

下。下水の集落排水施設がある所への橋を渡ってすぐの所にある。●●さんは親を亡くしているが、親と●●さんの間で5年前から売買の話がついていた。草刈りもされている。●●は農業生産法人である。特に問題はないとの報告があった。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1068号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当山下清則委員に説明を求めた。

○山下清則委員より、現地は、落出から494号線のループ橋からトンネルをくぐり、柳谷中学校の入り口から見える場所。●●さんは、松山にずっと出ていた。

2人は親戚。地元の親戚に譲るということ。特に問題はないとの報告があった。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

○議長より議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

会長担当案件により、議長を会長から副会長へ交代した。

受付第290号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より議案書により説明。今回の山林への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第4条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の池田昭雄委員に説明を求めた。

○池田昭雄委員より、現地は落合から6kmほど行くと、●●さんの家がある。そこから山に1kmほど行った所。●●さんの元の家近くにある。●●さんは、施設に入っており、体が悪い。2筆は、既に15年生くらのヒノキが植わっている。周囲は山。残りの1枚は、隣でピーマンを作っている方もいるが、同意書もとっている。特に問題はないとの報告があった。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第291、292号は取り下げがあったことを事務局から説明した。

受付第293号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より議案書により説明。今回の山林への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第4条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の丹波松清委員に説明を求めた。

○丹波松清委員より、現地は、33号線の荒瀬というバス停の近くの美川建設の作業場から少し入った所。ヒノキがすでに植わっている。元は美川の人だが、50年前、下野尻に出ていた。蚕のため、桑を育てていたが、やめて山にしていた。特に問題はないとの報告があった。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第294号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より議案書により説明。今回の山林への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第4条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の高岡邦勝委員に説明を求めた。

○高岡邦勝委員より、現地は、3条の案件と同じ方。現地も近く。始末書も出ており、すでに木が植わっている。特に問題はないとの報告があった。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第295号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より議案書により説明。今回の山林への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第4条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の大野福雄委員に説明を求めた。

○大野福雄委員より、現地は直瀬の浄福寺から永子への道に墓地がある。ここから山に100mほど入った所。家もその近く。20年生のヒノキが植わっている。以前も境問題でもめていた場所。周囲も山で、地域合意で山に

しているようだ。特に問題はないとの報告があった。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長より議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

受付第193号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より議案書により説明。今回の宅地への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第5条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の菅重雄委員に説明を求めた。

○菅重雄委員より、現地は、先の3条の両社の件の農地の隣。創価学会会館の横。家を建てたい、とのこと。転用部分だけを分筆している。特に問題はないようである。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

第4号議案について（農地利用集積計画）について

○議長より説明を農政課事務局に求めた。

担当の、農政課松本係長から継続、新規併せて2件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号イ、ロ第4号について全てに該当している旨を併せて説明した。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

以上で本日の議案審議を終了致しました。議長より報告をした。

閉会挨拶 山辺副会長

本日も、大変ご熱心にご審議を頂きありがとうございます。簡単ではありますが以上、閉会のご挨拶といたします。

本日の案件はすべて審議されたので終了する。11時30分終了。

久万高原町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成27年3月25日(水)午前9時30分
 2. 開催場所 久万高原町 久万高原駅やまなみ2階
 3. 出席委員 (24人)
 - 会長 2番 池田 昭雄
 - 副会長 4番 (欠席)
 - 委員

1番 新宅 進	・	3番 田野典孝	・	5番 丹波松清
6番 中川久夫	・	7番 高岡公明	・	8番 山下清則
9番 清水次枝	・	10番 佐賀幸一	・	11番 菅 重雄
12番 大野福雄	・	13番 小椋英一	・	14番 高岡邦勝
15番 片岡孝二	・	16番 山之内章	・	17番 立野好仁
18番 堀田春和	・	19番 坪内 続	・	20番 八塚幸三
21番 村松直樹	・	22番 大野育男	・	23番 大野啓一
24番 松本秋男	・		・	26番 成本 弘
 4. 欠席委員(2名) 副会長 山辺 久男、25番 小倉 強
 5. 議事日程 議事録署名委員の選出 17番 立野好仁、19番 坪内 続
 - 第1 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請について
 - 第2 議案第2号 農地法4条の規定による許可申請について
 - 第3 議案第3号 農地利用集積計画の申請審議について
 6. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 加藤博副
 - 事務長 佐伯 泰
 - 事務局主任 坪谷頼都
- 午前9時30分 局長進行により開会. 説明資料確認後会長挨拶
- 池田会長より、三寒四温とは言いますが、昨日の最低気温は-4℃で、寒かった。
今月の17日に食糧農業基本計画の答申が行われた。予算が4兆から8兆に倍

増するようである。また、60歳以下の農業者は80万人くらいまで減るのはどの予測がされている。後継者をどう育てるか、知恵を出し合っていくしかない。あと、事務局長の加藤課長、農政課の松本係長が異動になるようです。大変お世話になりました。以上、ご挨拶といたします。

議事録署名人

- 議長より議事録署名人について17番 立野好仁委員、19番 坪内 続委員を議事録署名人とする旨を諮ったが、異議なく決定した。

議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について、
関連議案については一括上程を行う旨を諮り承認を得た。

受付第1069号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の佐賀幸一委員に説明を求めた。
- 佐賀幸一委員より、現地は、旧中津小横の町道を約600m登り、林道の起点から100m行った道路の上下にある。ちょうど●●さんの家の斜め前になる。昔は、弟さんが耕作していたのだが、平成10年にその弟さんがなくなってから荒らされていた。●●さんは7年前に役場を退職してから、現地を畑に還元していた。夫婦で農業もしており、また公民館長などの地域活動にも熱心な方である。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1070号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の田野典孝委員に説明を求めた。
- 田野典孝委員より、現地は美川「古床」のバス停から美川川内線を2kmほど登ると、黒藤川中組集落がある。現地は、旧黒藤川小のすぐ上にある。●●さんは学校の先生だった。定年後は、通って耕作をしていたのだが、83歳と高齢になったので、買い手を探していた。●●さんは、ほとんどの土日はこちらに帰り農業をしている。ちょうど隣接農地を昨年、●●さんが購入していたので、

話がついたようである。特に問題はないとの報告があった。

- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1071号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の山之内章委員に説明を求めた。
- 山之内章委員より、現地は、東明神青空市の川向いの高山集落にある。小さな古田が10枚ほどあり、そのうち2枚。耕作放棄地で15年くらい経っている。譲受人がきちんと耕作する、とのこと。なお、両者は同じ集落で農業をしている。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1072号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の中川久夫委員に説明を求めた。
- 中川久夫委員より、現地は、前組から渋草への県道沿いにある相の峰集落の西側にある。現在は基盤整備して1枚になっている。●●さんには後継者がいないので、●●さんに売ることになった。●●さんは3年前に退職してから、ここを借りてトマトを作っていた。特に問題はないとの報告があった。
- 会長より、下限面積はあるのか？
- 中川久夫委員より、相の峰で親御さんとも他に農業をしているので、問題ない。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1073号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の菅重雄委員に説明を求めた。
- 菅重雄委員より、2人は親子。息子は会社員で山口にいた。早期退職して、長男であるため、贈与を受けるとのこと。場所は58番1は、●●食堂の裏の畑。残りは、●●の横の坂を下りて旧道にある●●さんの家の真裏に4枚ある。特に問題はないとの報告があった。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

小椋英一委員より、第1074、1075号について関連の为一括審議の申し出があった。

受付第1074、1075号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当小椋英一委員に説明を求めた。

○小椋英一委員より、地区担当の堀田さん自身の案件のため代わりに説明する。494号線を東古味から高知へ行く中村農道へ入ると、贈与の農地がある。そこから、家がある方に行くと、使用貸借の農地がある。●●さんは体を悪くしており、登記費用等を支払ってくれるのならば、●●さんに贈与したい、との内容で合意した。相続人4人については、未相続農地であるが、誰も作る予定がないので、●●さんに貸すことになった。特に問題はないとの報告があった。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

○議長より議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

受付第296号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より議案書により説明。今回の山林への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第4条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の村松直樹委員に説明を求めた。

○村松直樹委員より、現地は33号線の仰西にある上沖製材から30m行き、右に行くと行き止まりになり、小道を100mほど行った所。周囲の山と遜色ない。30年生の杉が植わっている。始末書も出ている。特に問題はないようである。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第297号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

- 事務長より議案書により説明。今回の山林への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第 2 種農地と判断した。また第 4 条第 2 項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の高岡邦勝委員に説明を求めた。
- 高岡邦勝委員より、現地は下畑野川の信号機から柳井方面に 400m ほど行くと、集落排水の処理場があり、そこへの橋を渡った所に、3 筆並んでいる。上 2 つはヒノキ。1 つは杉も混ざっている。30 年生ほどである。始末書も出ており、周囲も山林なので、特に問題はないようである。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

第 3 号議案について（農地利用集積計画）について

- 議長より説明を農政課事務局に求めた。
- 担当の、農政課松本係長から継続 1 件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 1 号、第 2 号イ、ロ第 4 号について全てに該当している旨を併せて説明した。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

以上で本日の議案審議を終了致しました。議長より報告をした。

閉会挨拶 池田会長

本日も、大変ご熱心にご審議を頂きありがとうございます。共済推薦の新宅さんは、3 月末で推薦が切れますが、4 月以降もお願いする見込みですので、よろしく申し上げます。簡単ではありますが以上、閉会のご挨拶といたします。

本日の案件はすべて審議されたので終了する。10 時 30 分終了。